

## 【研究ノート】

## 経営に関する主要概念と「金融資本」

築 場 保 行

## 目 次

- I 株式会社研究の一視角
- II 「金融資本」の形成と株式会社
  - 1. 「金融資本」の形成と株式会社の役割
  - 2. 未成熟段階の株式会社
  - 3. 巨大企業の成立と株式会社機能の確立
- III 株式会社経営の基礎概念
  - 1. 「所有と経営の分離」, 「会社それ自体」について
  - 2. 株式会社における「支配」について
  - 3. 株式会社経営の合理化と組織化
- IV むすびにかえて

## I 株式会社研究の一視角

今日まで、多くの論者によって、株式会社の所有と経営に関する論議がおこなわれてきた。この論議において必ず言及されるのがバーリ＝ミーンズ (Adolf A. Berle, Jr. and Gardiner C. Means) の『近代株式会社と私有財産』である<sup>1)</sup>。

本稿はバーリ＝ミーンズの主張をめぐって論攻されてきた数多くの研究に新たに論点を追加するものではないが、論述の必要から主要な論点を整理すると以下のとおりである。

まず、米国の金融業をのぞく全産業において、上位 200 社の巨大会社への経済力の集中が指摘され、国民経済全体に対するそれら巨大会社の圧倒的な影響力の存在が問題とされた。つぎに、これらの巨大会社の株式所有の広範な分散が指摘され、所有の分散の程度に従って、会社の支配形態の分類がおこなわれた。周知のように、(1)「ほとんど完全な所有による支配」(control through almost complete ownership), (2)「過半数支配」(majority control), (3)「法律的手段による支配」(control through a legal device), (4)少数支配 (minority control), (5)「経営者支配」(management control) の五形態に支配形態が分類される。

上記の分類については、株式分散の進行に対応した支配形態の変化という視点が必ずしも一貫し

て保たれていないことから、従来から批判のあるところである。すなわち「法律的手段による支配」ならびに「経営者支配」という支配形態は、それ自体としては持株比率とはなんら関連を有するものではないということである<sup>2)</sup>。

それはともあれ、株式所有の分散にともない、「経営者支配」の会社の存在が支配的になったことが示される。この「経営者支配」の会社は「支配なき富の所有および所有なき富の支配」を意味するものとされ、株主の所有権は名目上のものとなり、所有者に本来帰属していた諸権力を経営者が行使することとなる。そして新しい権力者たる経営者は所有から切り離されていることを根拠に「私的貪欲よりも公共政策に基づいて行動する」ところの「中立的テクノクラシー」であることを期待されているのである。

ところでこのパーリ＝ミーゼの著書を嚆矢とする「経営者支配論」は、経営者が権力を獲得する条件として、株式所有の分散という条件だけでなく、経営管理の複雑化、それに対応した管理組織の生成とその意義を重視している。のちに、ゴードン (Robert A. Gordon) による研究<sup>3)</sup> は、管理組織上に位置する職業的経営者による会社権力の獲得を実証したものにほかならない。

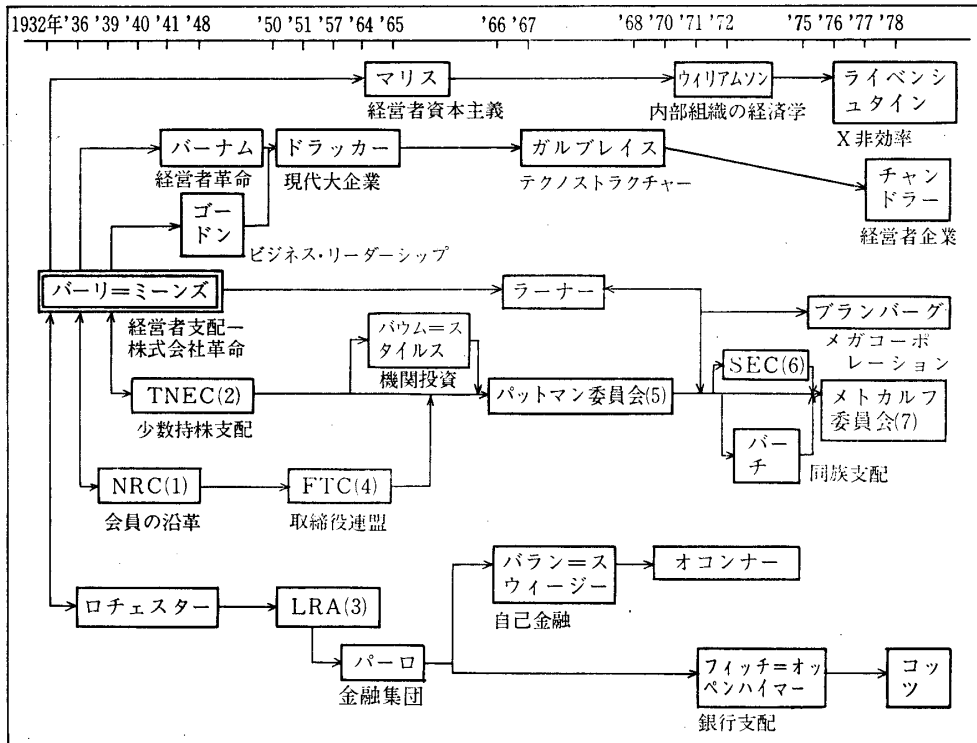
このような「経営者支配論」は、別図のごとく、多くの論者により継承されている。なかでもチャンドラー (Alfred D. Chandler) は、経営史的な方法により、経営者の出現と経営者による実質的な権力の獲得の歴史的過程を詳細に解明したものである<sup>4)</sup>。

以上のような「経営者支配」論に対しては、別図のように、ロチェスター (Anna Rochester) 以来、マルクス経済学者の側から批判が加えられ、現在まで続いている。パーロ (Victor Perlo)、メンシコフ (С. Меньшиков)、フィッチ＝オッペンハイマー (R. Fitch and M. Oppenheimer) らは、銀行と産業独占の融合が米国経済を支配しているとし、巨大会社における経営者を、「金融資本」ないし「インタレスト・グループ」の支配者たる大資産所有者の一部ないし代理人とみなしている。

このような伝統的なマルクス経済学の見解に対し、バラニスウィージー (P. A. Baran and P. M. Sweezy) は、「経営者支配」論の主張する事実関係を認め、そのうえで会社および経営者の行動のなかに、「資本の論理」の貫徹を主張し、そのことにより、「経営者支配」論の主張する経営者の「中立性」を批判する<sup>5)</sup>。彼らによれば、現代の経営者は「資産階級のなかで、もっとも活動的で影響力の大きな部分」であり、また経営者ないし会社は、あくまでも現代の資本の人格ないし存在形態なのである<sup>6)</sup>。

わが国においてもパーリ＝ミーゼの研究に対しては、その紹介以来、多くの批判がなされてきた。なかでも上林貞次郎教授の研究<sup>7)</sup> は、「経営者支配」を、「金融資本」の支配構造のもとにおける会社支配の形態として、所有と経営の西面から包括的に把握したものである。また三戸公教授は経営者支配論が主要な根拠とする所有の分散について、分散の限界を指摘し、批判を行った<sup>8)</sup>。た

別図 株式会社研究の最近50年の歩み



- 注 (1) National Resources Committee (全国資源委員会)。  
 (2) Temporary National Economic Committee (臨時全国経済委員会)。  
 (3) Labor Research Association (労働調査協会)。  
 (4) Federal Trade Commission (連邦商業委員会)。  
 (5) Subcommittee on Domestic Finance, Committee on Banking and Currency, U.S. House of Representatives (国内金融小委員会〔合衆国下院銀行・通貨委員会〕)。  
 (6) Securities and Exchange Commission (証券取引委員会)。  
 (7) Subcommittee on Reports, Accounting and Management, the Committee on Governmental Affairs, U.S. Senate (報告・会計・経営小委員会〔合衆国上院政府間問題委員会〕)。

出所: Philip I. Blumberg, *The Megacorporation in American Societies*, New Jersey, 1975. 中村瑞穂監訳『巨大株式会社—その権力とアメリカ社会』文眞堂, 1980年。監訳者あとがきの「株式会社研究50年の歩み—研究系譜—」より作成。主要文献についてはそのリストを参照されたい。

だし三戸教授は、のちに、分散の一層の進化と「機関」による所有の拡大の事実を実証し、「経営者支配」の事実を認めた上で、「機関所有」の含意を問題とされている<sup>9)</sup>。このほか、多くの論者により『巨大株式会社と私有財産』の重要な論点について、数多くの批判がおこなわれた。またパーリの他の著作についても三戸公教授や正木久司教授により紹介批判がおこなわれている<sup>10)</sup>。

さらに、近年、米国における政府、公共機関による巨大独占企業に対する調査・研究が公開されるとともに、わが国においても金融資本研究が進展し、金融機関と産業独占の緊密な関係が、改め

て明らかにされるに至っている<sup>11)</sup>。

なお「経営者支配」論の与えた影響は、社会科学全般に及び、政治学、法律学、社会学の領域において一定の理論的前提として受け入れられている。なかでも社会学においては、ダーレンドルフ (Ralf Dahrendorf) をはじめとして、経営者権力の基礎が、資本所有一般から切り離され、経営者による資本の「占有」という事実におかれている<sup>12)</sup>。かかる主張はまた、所有論の再構成をも意図して積極的に展開されており<sup>13)</sup>、経営学に与える影響にも無視できないものがある。

さて以上に紹介した「経営者支配」論に対するマルクス経済学者の批判、わが国の経済学者ならびに経営学者の批判、そして最近における金融資本研究、さらに社会学における経営者権力の研究について、簡単に問題点を指摘しつつ、我々の見解を明らかにしていきたい。

まず、「経営者支配」論は、経営者による「支配」の根拠を、株式所有の分散という一面からのみ把握しているのに対し、マルクス経済学の側では「金融資本」における「支配」の問題のなかに「経営者支配」を位置づけることにより、構造的かつ総合的に「支配」の問題を把握しようとした。これは基本的に正しい方法であり、最近における金融資本研究は、かかる方法により成果をあげているといえる。

しかし、伝統的マルクス経済学者の批判も、それをささえている基本的認識も、つぎの難点をもっているといえないことはない。

第一に、「金融資本」概念の理解にかかわる問題としては、金融資本集団における銀行の支配力に対する過大評価と、その反面の事業会社の自律性に対する過小な評価である<sup>14)</sup>。たしかに銀行は、その業務の特殊性ゆえに金融資本集団のなかにおいて戦略的位置を占めており、その中核的存在であることは否定できない。最近の金融資本研究においても、銀行が金融資本集団の中心的情報提供機関として位置づけられている<sup>15)</sup>。しかし、銀行は、産業独占と相互依存の関係にあるのであって、つねに銀行が支配力を行使し、産業独占がこれに従属するという関係にあるわけではない。

これに対し、バランスウィージーは、巨大会社における管理技術の問題を考慮することにより、巨大会社およびその経営者の自律性をみとめ、そのうえでそこに「資本の論理」の貫徹を確認しようとした。我々の立場からみて、バランスウィージーの立論は、従来の「経営者支配」論の限界をこえるとともに、従来のマルクス経済学の企業論に対しても一定の修正を要請するものと評価することができる。ただし、バランスウィージーの金融資本概念についてみると、銀行の役割が軽視されているだけでなく、巨大会社そのものが「金融資本」としてとらえられ、そこには銀行の存在を「金融資本」の要件としていないように把握されている。たしかにバランスウィージーが説くように、巨大会社は、それ自から「金融的単位」となっており、しかもその金融力は、巨大会社自身の内部資金によって裏付けられたものである。また、株式会社が「多角化」「多国籍化」を通じて巨大な経済的単位になっていることも事実である。しかし、そのことから、企業結合、と

くに巨大企業間ないし巨大企業と銀行との関係が軽視されてよいことにはならない。「金融資本」の解明のためには balan=スウィージーのように、個別企業としての株式会社を対象とするだけでなく、巨大会社をとり巻く取引関係や金融市場、資本市場との関係を、所有ならびに経営ないし管理の側面から明らかにする必要があるのである。

第二に、伝統的マルクス経済学において、金融資本集団の支配主体に関する理解のうえで重要な難点が指摘できる。すなわち、「金融資本」の支配主体が、人格的担い手である大資産所有者として認識されてきた結果、株式会社それ自体に関しても、また経営者に関しても十分な分析の道がとざされてしまったことである。このような問題は、金融資本集団における銀行の支配力の過大評価と結びついて、巨大会社が資本として、人格から客観化・自立化した存在であること、またそれゆえ、巨大会社が高度な管理技術を駆使する経営組織体であることの意義を見失なわせるものといえる。

これに対し、さきにみたように、balan=スウィージーは、巨大会社の管理技術の問題と経営者の役割およびその行動の特色を考慮したうえで「独占企業」を現代における資本の「モデル」として設定している。

また、チャンドラーは、現代資本主義の中心的な制度として「近代企業」を位置づけ、経営者の役割、とくにその管理能力をきわめて重視し、経営者を「近代企業」の主体的担い手として位置付けている<sup>16)</sup>。このようなチャンドラーによる企業と経営者の把握は、企業それ自体の特性と経営者行動の意義の解明のうえで大きな貢献をなすと評価することができる。しかし、チャンドラーにおいては、経営者の支配力の根拠ならびに経営者の行動を、一面的に市場と技術にかかわる管理者の能力の側面から理解するのみであって、株式会社固有の所有の側面からの経営者に対する制約ならびに巨大会社における所有の特性については、全く理論的解明と歴史的考察とが行なわれていないのである。

今日、巨大株式会社は、所有面においても「会社それ自体」による所有という株式会社特有の所有形態を開花させる一方で、経営面においても、それにふさわしい経営組織の確立と「専門経営者」による管理機能の遂行をその内容とするにいたっている。以上のように検討してきた従来の諸見解においては、株式会社にかかわる所有と経営の二契機とその関連について十分に認識されてこなかったと言わざるをえない。

巨大株式会社の所有と経営の展開を明らかにするにあたって我々に要請されることは、単に所有と経営をきり離してそれぞれ別々に論じるだけでなく、株式会社が所有と経営そしてその相互作用を要因としつつ規定される存在であることを明らかにすることである。しかも現代の巨大企業は、一般に株式会社形態を有する資本主義企業であり、その所有のあり方とそこにおける経営の機能および経営のあり方も会社形態としては最高の極限に位置するものといえることができる。したがって

巨大株式会社の所有と経営の実体を明らかにするにあたっては、株式会社に関わる基礎概念を企業経営に関わる概念との関連において明確化することが必要であることはいうまでもないが、株式会社が存するところの資本主義経済の法則的運動はもちろんのこと、さらには株式会社と国家、社会との関係なども企業経営をめぐる論理のうちに導入する必要があると言わなければならない。本稿においては、株式会社にかかわる基礎概念を金融資本形成との関連において明確にしたうえで、株式会社経営をめぐる基本的な諸規定を明らかにしてかかる研究課題解明の端緒としたい。

## Ⅱ 「金融資本」の形式と株式会社

### 1. 「金融資本」の形成と株式会社の役割

現代の巨大企業は、株式会社形態の採用によって、資本主義企業として極限に及ぶまでの資本の集積ならびに集中を実現している。そしてかかる企業の巨大化は、株式会社制度に固有の資本の集中機能ならびに支配集中機能によって実現されるものとされている。

ところで、アメリカの巨大企業の生成史から、その多くは世紀転換期に出現したものであることが知られているが、世紀転換期の産業構造の高度化ならびに生産の集積にかかわる株式会社の資本集中機能ならびに支配集中機能の作用については、必ずしも論者によって等しい評価がなされているわけではない。これは一つには、金融資本形成期における、各国の金融資本形成が、「諸相」として把握されるほどに<sup>17)</sup>、各国の特殊性を内包していたことと無関係ではない。すなわち、米国における金融資本形成を画する代表的な巨大企業の成立においては、株式会社の機能が支配集中機能を基軸に発揮され、社会的資本の集中機能としてはそれは十分に機能しなかったことに由来している。これに対し、ドイツ金融資本の形成においては、資本集中機能を中心に支配集中機能をともしつつ、株式会社機能が産業と銀行の強固な結合体の成立に貢献したといえる。他方、イギリス金融資本の形成においては、米国と同様に、産業株式会社相互の結合が成立したものの、米独金融資本のような強固な独占組織の成立がみられず、むしろ資本輸出機構の確立に「金融資本」の成立が表現されていたといわれる。

以上のように、各国金融資本の形成については「偏差」が見いだされるものの、そこに共通点を見出すことができないというのではない。それは、世紀転換期において先進資本主義国が時期を同じくして産業構造の高度化に直面し、「生産の集積」を展開していったということであり、そして、少なくとも株式会社の機能が「生産の集積」、巨大企業の成立にかかわっていたということである。

以上の世紀転換期の「生産の集積」過程と株式会社形態との関連について概括的に記述すると以下のとおりである<sup>18)</sup>。

19世紀後半とくに1870年代に入ると、産業革命をすでに終えていたイギリス、ドイツ、アメリカ

において大量生産方式の普及と結びついた、いわゆる重工業化の発展がみられた。つまり、産業構造上において、金属工業（とくに鉄鋼業）、機械工業を中心に、新興の化学・電機・石油の諸部門を加えた重化学工業の比重が高まったのである。

このような発展をもたらしたのは、工業製品とくに生産財の大量生産市場の創出である。当時の後進国、ドイツ、アメリカは、従来イギリスに独占されていた工業部門に参入し、急速に生産財の自給国から輸出国へ発展した。そして国際間の競争、商品流通量の増大は、いわゆる「交通革命」を生み出し、それがまた導火線となって、造船・鉄鋼資材・レール・車輛、ひいては原動機・鉄鋼・石炭・石油などの諸部門での巨大な生産の発展を促すことになったのである。

もちろん、このような発展は、いきなり19世紀後半に展開されたものではない。産業資本主義の発展にともない、徐々に生産財生産の比重が高まり、これらの部門が産業構造のなかに枢要な地位を占めることとなっていたのである。ちなみに産業史として重要な問題であるがこのような過程でベッセマー法に始まる「製鋼革命」が大量生産を実現し、また固定資本規模を大幅に増大させたという意味で、鉄鋼業を重工業の最初の典型にしたこと、さらに、大量生産方式をつうじて、コストを大幅に引き下げることによって、鉄鋼業を全産業の基本原料供給部門にするとともに、多くの重工業の発展を促進するという役割を果たしたのである。

かかる発展は個別資本の蓄積様式に重大な変化を要請するものであって、上記の「生産の集積」と名づけられた過程がこれである。「生産の集積」は固定資本規模の拡大をもたらし、その結果、競争企業の制圧を要請し、さらにその産業への新規参入を困難にさせる。したがって「生産の集積」は、その特定の段階でおのずから「独占」的な市場関係の形成をも含意することになるのである。

すなわち、このような意味での「生産の集積」の過程が生産力の発展を内容としつつ、「独占」に転化するためには、まず一定の市場条件を必要としたということである。それは重工業を中心とする工業製品の大量市場の出現が前提となるのはもちろんであるが、重要なのは、とくに市場構造の変化をもたらす株式会社形態を介する企業集中の進展と参入障壁の形成とである。「生産の集積」が企業集中をともないつつ参入障壁を形成し、そしてますます企業集中を促進する過程こそまさに転換期にみられた動態的現象であった。

そして、かかる過程をいわば側面から推進したものが競争制限である。固定資本の巨大化は固定費部分の比率上昇をつうじて不況期における過剰資本の整理をいちじるしく困難にし、不況を深刻化させる傾向をもっていた。こうした状況にあって、固定資本の装備率の高い産業ないし企業にとっては、競争制限が死括的な意味をもたざるをえない。このような競争制限は株式会社形態を介する企業合同運動とカルテルによって主要な産業部門のほとんどで本格化し、そこに市場の「独占」の成立をみるにいたったのである。

さらに独占形成を促進した第二の条件が、独占体に対する貨幣資本供給機構の形成である。そし

てこの貨幣資本の供給機構も株式会社制度の普及を通じて形成されたのである。

以上のように金融資本形成のあり方において「偏差」が見い出されるものの、世界史的に見れば資本の蓄積様式が株式会社形態を介する「生産の集積」ならびに資本の集中の実現を要請する歴史段階であったといえることができるのである。そして株式会社の機能が以下の側面において巨大企業の形成に貢献したといえることができる。

第一に、産業企業の資金が調達されるに際し、株式会社の有限責任制は、産業資金の個人的蓄積への依存という限界をとり払うのに貢献した。「生産の集積」は、この新しい資本集中方式に助けられて大幅に進展するとともに、さらに「生産の集積」の進展によって増大した資金需要を賄うために、株式会社形態の資本集中がいっそう促進されるという発展がみられた。

第二に、産業ならびに産業会社の発展は、金融市場の発展ならびに銀行の集中と相ともなっていたが、「大不況」期をへて、銀行と産業との関係は緊密となり、銀行は単に運転資金の貸付けにとどまらず、産業の設備資金や会社の設立・合併あるいは買収のための資金の供給にさいして重要な役割を演ずるようになった<sup>19)</sup>。このような場合に、企業の株式会社への組織変更が、出資資本を信用基盤の母体として十分なものにするために、とりわけ証券の流動化を促進する必要からも要請された。

第三に、株式会社の機能の他の一面である支配集中機能が、企業結合の展開のテコとなった。そしてこの企業結合による資本支配の拡大が、市場支配を促進するという側面をもっていたといえることができる。

## 2. 未成熟段階の株式会社

以上のように、株式会社の機能とされる資本集中機能ならびに支配集中機能は「生産の集積」と市場の支配においてこそ発揮されたといえることができるが、株式会社形態自体は「独占資本」ないし金融資本主義に固有な形態というわけではない。すでに初期資本主義段階において、特権的商人資本が株式会社形態で経営されていた。しかし我々はこのような株式会社を金融資本段階に中心的な株式会社と同次元で問題にすることはできない。

大塚久雄教授が明らかにしたように、すでに産業資本に先だつ「前期的資本」段階において、株式会社形態がとられていた<sup>20)</sup>。しかしながら、森泉教授が明らかにしたようにそこにおいては「独占資本」における支配的企業形態としての株式会社と共通なこととしては、結合資本の会社形態だということ以外にないであろう<sup>21)</sup>。前期的資本と独占資本の支配する株式会社の重要なちがいは、後者が再生産の中核部分を担っているということである。すなわち、「前期的資本」の時代の株式会社は、社会的資本の運動に規定されて生まれたというよりも、多分に経済外的な要因に規定されて生成した「特許会社」という性格をもっていた。そして「前期的資本」は、結合資本の会社形態であるといっても、株式市場の存在を必須の要件としていたわけではない。「前期的資本」は、社会



的貨幣資本との有機的関連を欠いていたといつてよい。たしかに証券市場が存在し、利子生み資本範疇が成立していたといつてよいが、「前期的資本」の時代の証券市場の重要な取引対象は、公債であつて産業証券ではなかつた。

次に、産業革命後の、すなわち産業資本の確立期における株式会社は、「前期的資本」時代の株式会社（前期的株式会社）よりも高次の経済的規定を受ける。しかしながら株式会社は、決して産業資本の一般的形態とはならなかつた。産業資本の発展を反映し成長したのは株式会社形態ではなく、むしろパートナーシップ形態の個人企業であつて、株式会社形態は産業資本の外辺で普及したのであつた。

すなわち、産業資本の時代にも、株式会社が支配的かつ普遍的な資本形態だつたわけではない。むしろ当時の代表的株式会社は鉄道業であつて、鉄道業のほかには、鉱業や銀行業などの特殊な巨大部門が、株式会社としての資本の投下対象であつた。このことは、資本にもとづく生産様式が高度な段階に発展し、資本自身の手で、いわば「公共的施設」をもつくり出し運用しようという積極面をもつていたが、同時に、それら特殊な部門が資本の共同利用性や規模の巨大性といった経済活動としての特殊性、いわば自然独占的性格においてこそ、株式会社として適合的であり、かつ社会的資本を動員できるという意味ではいまだ資本としての限界を有していたといえる。

にもかかわらず、これらの株式会社は、前期的株式会社とくらべれば、産業資本の運動との関連において、はるかに高度の社会的規定、諸特性をあたえられたといえるのである。

第一に、株式会社が結合資本としての共同出資的性格をいちじるしく強めるにいたつたことである。第二に、結合資本としての資本の集合体となるという裏面で、企業と出資者との関係において、有限責任制が確立したこと。第三に、産業資本段階の株式会社は、社会的な資本のプールによりなる最初の企業であるということである。いうまでもなく、社会的な資本のプールは、株式市場の成立によって基礎づけられる。この株式市場の成立を根拠にして、結合資本における、いわゆる「自己資本の他人資本化」が、のちの独占段階にくらべれば、未成熟なものではあるが、はじまつたといえる。第四に、このような株式証券は、公債との近似性においてその市場化を実現したわけであるが、とはいえそれは、公債との近似性においてのみ、市場化をはたしたのではない。いうまでもなく株式証券を公債から区別するものは、株式証券に対する所有権の存在であり、したがつて利子にかわる利潤への請求権の存在であり、さらに投機利得の誘因であつた。

以上のように産業資本段階にみられる諸特性は、前期的株式会社以来の結合資本規定を、産業資本の運動に対応させつつ、より高次に展開したものであるが、しかしながらそれでも、巨大企業が支配的な段階の株式会社と比較してみると、なお未熟なものであつたといわなければならない。すなわち、当時の有限責任制は資本の物化・客観化の反映としての実体を十分にそなえていなかつた。したがつて機能資本家と貨幣資本家の分化ないし「所有と経営の分離」も、不完全・偶然的な

ものであった。そして、株式市場の「資本市場」としての存在も、まったく未成熟であったといつてよい。鉄道会社の資本の商品化は、鉄道部門に投下される資本の範囲のなかでのみおこなわれたにすぎず、全産業レベルの社会的資本との有機的関連を基盤としていなかったのである<sup>22)</sup>。

### 3. 巨大企業の成立と株式会社機能の確立

それでは、産業資本主義段階の株式会社における以上のような諸特質と未成熟とをおさえることによって、われわれは、巨大企業がその代表的な企業となる株式会社にいかなる規定をあたえうるか、いかなる意味でこのような株式会社をそれ以前の株式会社から区別しうるのであろうか。

問題は、巨大企業確立の現実の具体的過程を通して把握する以外にないということである。

中村道義教授によれば、産業企業への株式会社形態の採用の本格化は、ドイツにおいては1895年以降、六大銀行系列の完成と平行して、既存企業の組織変更の形で実現した<sup>23)</sup>。アメリカにおいては、1880年以降、数次の合同運動の過程を通じて、トラストの形成、トラストの株式会社への組織変更の形で実現した<sup>24)</sup>。

かかる過程で、株式会社は、「所有と経営の分離」を現実化させるとともに、「所有をこえる支配の集中」を達成する機構を形成し、それによって、産業諸部門における資本の大部分を掌握する巨大企業として自からを確立する。それはまた、それぞれの部門における自余の企業にも株式会社形態の採用を要請し、株式会社の一般的普及を促進することとなり、また産業証券市場に発行市場としても機能しうる性格を付与することとなる<sup>25)</sup>。このことはいいかえれば資本集中機能が、かかる過程において確立されるということができるのであって、それが株式会社普及の前提として与えられていたのではないということである。すでに述べたように、巨大企業は個人企業が一定規模以上に成長した場合の組織変更ないしは合同の結果として設立されたものであり、その株式の大部分は、そもそも支配株主により共同出資的に払い込まれ、所有されていたものである。だから社会の各層にある資金は、それに対する補足としての意義をもつにすぎなかったのである。もともと、企業の資金調達力は、企業活動によって生み出される利潤の大きさによって制限されており、安定した経営の巨大な企業のみが社会的な資金を十全な意味で集中することができるといつてよい。

したがって、我々は、株式会社の固有の機能のごとく考えられてきた資本集中機能を、無条件に株式会社の機能として設定することはできないのであって、巨大株式会社の形成過程に確立する機能としてそれを画定しなければならないのである。

このことは、巨大企業の成立以前に徐々に導入された株式会社形態が果たした役割とその歴史的意義とを軽視することではない。すなわち産業資本の発展にともなって投下資本量が一般的に増大するとともに、鉄道業などに準ずる巨大部門を中心に株式会社形態を導入する客観的条件があたえられ徐々に株式会社形態が採用されていったのである。そしてこのような過程で社会的資本の利用

機構すなわち貨幣市場が徐々に投下資本に結びつけられるようになり、産業資本が巨額の資本投下を株式会社形態によって実現する条件が準備されたのである。

ドイツにおいては銀行にある資金自体が、しばしば株式資本に転化した。大銀行は企業の要請に対応してさまざまな資本信用形態をあみだし、そこからすすんで株式の発行そして引受を通じて産業会社の巨大化をうながしたのである<sup>26)</sup>。

他方、アメリカにおいては、既存資本の集中合併が株式交換のかたちで遂行され、この合併会社の株式の売買を通じて資本市場が確立した。合同にさいし trusts 方式は中小構成会社の失なり経営権を集中することにより、「所有をこえる支配の集中」を達成するための手段として重要な役割を果たした。これにより中小構成会社の所有者の多くはたんなる投資家に転化していった。さらに、この trusts 証券の転々売買が、その分散をもたらし、支配資本への支配の集中をますます促進したといえる。なお、合同運動においては、投資銀行や独立プロモーターが、大規模な証券操作によって、現実資本の支配権を新合同企業に一挙に集中していった。それは、このような困難をとまらう問題を処理しうるのは彼らをおいてほかになかったからである<sup>27)</sup>。

このようにみえてくると、株式会社の支配集中機能についても、われわれは無条件に株式会社にそなわった固有の機能として設定することはできないように思われる。そして大銀行ないし投資銀行の介入による組織的独占の形成をへなければ、巨大企業は、市場支配者であることも資本支配の安定的な支配機構としても定着することができなかつたのであった。

以上の検討から株式会社の特質に総括をあたえるならば、株式会社形態はすぐれて巨大企業の企業形態として把握さるべき本性をもっているといえることができる。すなわち株式会社の資本集中と支配集中の社会的機構は、巨大企業が成立する段階に確立し、そして株式会社は、この社会的機構を基盤に社会の遊休資本を動員する一方で、「所有をこえる支配の集中」を実現する機能をはたすのである。

以上要するに、株式会社が経済的形態として十分な意義をもつものとなるのは、巨大企業が成立する段階においてであるということである。したがって我々の課題である株式会社経営にかかわる諸規定についても、株式会社を株式会社たらしめる巨大企業の成立段階の現実的過程を基礎に明らかにされなければならないのである。

### Ⅲ 株式会社経営の基礎概念

経営学の研究対象である巨大株式会社が出現するのは、以上において我々がみてきた巨大企業の成立段階においてである。したがって株式会社の経営にかかわる諸概念は、巨大企業の成立段階にその内容を実体において十分なものとして形成されるということができる。

今日の株式会社は、その所有のあり方においても、経営のあり方においても、最高度の発展を示

しているが、我々が以上において考察した歴史的段階をその出発点としてもっていることはいうまでもない。以上において検討した株式会社の経営面の特質について考察するならばそれらを以下のように規定しなければならないであろう。

### 1. 「所有と経営の分離」, 「会社それ自体」について

いわゆる「所有と経営の分離」の核心は、株式を所有する株主が、支配的大株主と群小株主の二種類に分化し、前者が資本機能の核心である事業的指揮権を掌握し、それによって後者の所有権・支配権が全く形式化するというところにあった。かかる分化を大規模に造出しうるものは、株式会社形態を利用した既存企業の集中合併や整理統合の過程、そこにおける支配権争奪の過程にほかならず、そうした過程の反復こそが、株主資本家を、いくつかの会社経営を支配する少数の資本集団と、それから排除されてたんなる配当取得者に転化した大部分の一般株主とに社会的に分化させることになったのである<sup>28)</sup>

「会社それ自体」の存在が自然人としての個々の資本家と乖離することになるのは、このような現実の歴史的過程を通してである。ところで、このような会社の「自立性」は、支配資本ないし支配株主からの乖離を必ずしも意味しない。すでにみたように、株式会社の資本の基幹的部分は、会社の設立者などによって共同出資的に、したがって「社会的」にではなく個別的に調達されねばならぬことはいうまでもない。また産業企業の組織変更、合同の過程は、支配株主の支配権をめぐる争奪戦の過程であって、トラストは中小構成会社の失なう経営権を集中することによって、「所有をこえる支配の集中」を達成するための手段として重要な役割をはたしたのであった。

したがって、「会社それ自体」の確立は、「所有と経営の分離」の過程であると同時に、また支配集中の過程でもあり、また株式会社の機能とされる資本集中機能も、支配集中過程において、支配資本ないし支配株主が集中統合に必要な資金を補足的に調達する役割をになうものであったといえることができるのである。

かかる「所有と経営の分離」と「会社それ自体」の確立にみる支配集中は、固定資本の巨大化を契機として企業の戦略と管理がもはや個別の資本ないし企業の枠をこえないではおこなわれえないことを要因としている。いわば社会化された資本の管理が支配集中による所有の社会化を要請したものといえてよい<sup>29)</sup>。このような過程は、会社による会社の所有、今日におけるいわゆる「会社それ自体」による所有という株式会社特有の所有形態を開花させるとともに、そこにおける「専門経営者」による最高経営機能の担当とを必然化させる基礎でもあるといえることができるのである<sup>30)</sup>。

### 2. 株式会社における「支配」について

ところで、株式会社の「支配」にかかわって認識されなければならないことは、株式会社が株式

資本を媒介に社会的資本として開かれた実体となっているということである。すなわち、企業の現実資本に、社会的貨幣資本の形態、いつでも貨幣に転換しうるという市場性があたえられたことによって、企業の集中合併・整理統合が積極的に展開されることである。

いわゆる「金融資本」の蓄積の根本は、現実資本に社会的貨幣資本の形態、株式資本形態が与えられることにより集中合併や整理統合が促進され、しかも集中合併によって成立した巨大株式会社によって市場が独占的に支配されることである。巨大企業の側からみるとそれは、貨幣市場と資本市場の構造的な関連が、市場の独占的な支配のための金融的機構として役立つということである。

なお巨大企業が世紀転換期において強大な市場支配力を有する安定的な支配機構として定着するためには、一大集中過程をへなければならなかったが、その過程は、アメリカにおいても、ドイツにおいても、もはや産業企業自身の力だけでは遂行されえず、大集中にともなう諸困難を克服するためには、産業企業は強大な信用と証券操作能力を有する大銀行ないし大投資銀行と親密な関係を結ばなければならなかったのである。

かかる巨大企業成立の現実の過程をふまえて「支配」の概念が考えられなければならないが、これまで株式会社における「支配」についてはパーリ＝ミーンズをはじめ一般に個別企業の枠内で論じられることが多かった。しかし、それは本来、「金融資本」——市場を独占的に支配する巨大産業株式会社と巨大銀行とによる資本市場と貨幣市場との構造的な関連を利用した金融的な統合体——の蓄積にかかわる概念である以上、企業間関係を含意するものでなければならないのである。

加えて「金融資本」が、巨大企業を「支配」するだけではなくそれを軸として各種の産業部門にも「支配」・被支配の関係を形成するものであれば、それとともに支配株主が、直接の生産過程から、さらには「企業自体」からも離れてこれを支配することとなるのは当然である。かかる過程は、個別企業において、支配株主の支配が被傭経営者を通して実現されるかたちをとることとなり、かくて、直接の企業経営が、あたかも資本の所有と全く分離したもののごとく考えられる、いわゆる「経営者支配」の現象が出現する根拠となるのである。しかしながら、「金融資本」が諸会社の結合として存在していることを考慮するならば、株式会社の「支配」の問題は、一企業自体の「支配」の問題に解消して理解されてはならないことはくりかえすまでもない。

なるほど、固定資本の巨大化ないしは生産過程の機械化、そして管理問題の発生に対応する管理組織の生成・展開と管理者の台頭とは、株式会社形態の大企業に限られるわけではなく、大規模経営体に等しく認められるところから、株式会社形態による集中と無関連に論じられないことはない。しかしこれとて下層管理における経営管理の組織化について妥当しても、全般管理レベルにおける被傭管理者の台頭の根拠としては株式会社形態を媒介とする集中・統合にもとづく管理問題の発生に求められねばならないのである<sup>31)</sup>。

すでに我々は株式会社制度の普及が、支配資本ないし支配株主による支配集中の過程であり、諸

企業の組織的集中の過程である一面を見てきた。支配集中は、多数の株主から支配権を奪う一方で、会社経営を組織的にしないではない。しばしば経営者層の形成を必然化し、被傭経営者を通じて支配資本ないし支配株主の支配を実現する過程であった。

したがって、「経営者支配」とは、すぐれて「金融資本」における構成諸会社の経営管理職能にかかわる概念であるが、それはまた「金融資本」全体の意志決定が、一面では結合諸会社の「専門経営者」に分担されながらも、他面では「専門経営者」の兼任ないし連結（interlocking）などの方式により、諸会社相互の調整によって確保される関係を表わしており、巨大会社を中心に、いわば管理が組織的に、かつ個別企業の枠をこえて、社会的に遂行される「金融資本」の支配方式を表わしているといつてよいのである。

以上のような特質によって表わされる経営者の地位は、形式的に、株主総会によって選任されたということのみをもってしては言い尽くされないものである。すなわち、支配資本ないし支配株主から経営者への経営管理権の委任は、制度的には有限責任制度の導入を契機として進展する側面もっているが、他面において独占段階における現実資本の運動に起因する問題と独占的企業結合に由来する諸矛盾とに起因する企業管理の問題とが、最高経営職能の複雑性を増大させ、その職能にふさわしい担い手を要請することに基づいているからである。

### 3. 株式会社経営の合理化と組織化

かくして、巨大株式会社における最高経営職能の遂行は、単一の資本家家族ないし少数の資本家家族などの能力の限界をはるかにこえるものとなり、被傭者である「専門経営者」による担当が避けられないものとなったのである。

かかる経営職能の複雑化と「専門経営者」によるその担当とが避けられない事態は、「専門経営者」による管理が支配資本ないし支配株主の意志を忠実に実行し、資本としての所有権の要請が確実に貫徹されるように、管理が「原則」にのっとり実行されること、そしてこの「原則」が特定の個人の人格的要因によっては影響されないことを要請することとなる。また管理職能が量的に膨大であり、かつ質的に複雑であることから、管理職能の組織化、すなわち管理組織の生成と体系化とが求められるのである<sup>32)</sup>。

以上のように、資本主義企業は、個別資本においてみると、「経営者支配」と「会社それ自体」の確立をその現象として示すことをみた。同時に、「金融資本」における諸資本としてそれらを構造的かつ全体的にみるならば、「会社それ自体」は、株主とは独立に、企業結合と経営の連結とを展開させる構成単位といふことができる。

すでに我々は、「金融資本」が産業企業と巨大銀行との融合・癒着した資本形態であることをみた。「金融資本」の内実である産業独占は生産と市場の支配をその動機として形成されたが、この産

業支配の形成が、さらに経済支配領域の拡大を必然的に要請することとなり「金融資本」へと発展する契機を内包していたのであった。

とりわけ金融資本段階においては、その「不均等発展」がすぐれて産業部門間の不均等発展として現われ、これに対し「金融資本」は、その総力を動員して組織的な産業構造の編成がえを行なう。かかる産業再編成においても、株式会社形態が適合的な形態として利用されるのである。

かかる事態の進展は、株式会社形態が個別資本の確立においてはもちろんであるが、社会的資本の編成の面においてこそ、その機能をはたす形態であること、同時に、個別企業の枠をこえる経営参加、人的結合等を通じて経営過程の社会化を促進する装置であることとによって、現代の企業経営に独自の規定を与えることとなるのである。

すなわち、産業資本主義段階における中心的存在であった個人企業やパートナーシップにおいては、経営主体が個人ないし同族であり、彼らの人格的な「経営行為<sup>39)</sup>」が企業活動として結実した。もちろん個人企業やパートナーシップにおいても、主に固定資本の巨大化を契機とする管理の複雑化から、管理者の出現が要請され、「企業者活動」の一定の分担がおこなわれてはいた。しかし経営史学が明らかにしているように、「企業者活動」の最終的な「調整」は、個人ないし同族によって行なわれていたのである。

これに対し「金融資本」においては、「金融資本」自体に個人企業におけるような明確な人格的経営主体を見い出すことができない。「金融資本」においては、構成会社の経営者の兼任ないし連結によって、資本がその活動の有機性を確保しているといえる。いわば結合諸企業の代表者の組織的な兼任ないし連結において、結合企業の諸活動の「調整」がおこなわれ、「金融資本」としての統一性が確保されるのである。「金融資本」の管理が組織によって遂行されるといわれるゆえんである。そして「金融資本」の資本結合は、このような企業行動と管理の「調整」を確保するための手段とみなすことができるのである。

かくして結合諸企業においては、所有が社会化され、資本機能の遂行は「専門経営者」によって組織的・合理的におこなわれることとなり、結合諸企業間の関係は、いわゆる「経営者支配」の現象の背後に隠されてしまうのである。

いわゆる「近代企業」ないしは「経営者企業」においては、所有が社会化され、資本機能の遂行は「専門経営者」によって合理的・組織的におこなわれる。このような所有と経営の高次展開を内容とする個人企業から「近代企業」ないし「経営者企業」への発展は、固定資本の巨大化を契機とする世紀転換期の一大集中運動のなかで、所有と経営の再編、そしてその相互作用を要因としつつ実現した。すなわち所有の社会化は経営の組織化・合理化を要請し、他方そのような合理化・組織化が所有の社会化を促進するという関係にあったのである。

## IV むすびにかえて

現代の巨大企業は「会社それ自体」による所有という株式会社特有の形態を開花させる一方で、それにふさわしい経営組織の確立、そして最高経営機能の「専門経営者」による遂行という最高度の発展を迎えるのであるが、かかる所有と経営の両面からの十分な分析が、前記の諸見解においておこなわれてきたとはいえない。

そこで、以上において所有と経営の両面から我々が試みた基礎的考察をふまえて我々の見解に若干の追加をおこなったうえで、前記諸見解の問題点を再び検討し、本稿のむすびとしたい。

第一点は、株式会社が結合資本の存在形態であるということである。すなわち株式会社は、所有の面では、あくまでも個々の資本家の出資＝私的所有にもとづく共有の資本である。ただ、株式会社においては、資本の二重化を基礎として、所有が現実資本に対する所有と擬制資本に対する所有とに二重化し、前者に対する観念的な全株主の共有と、後者に対するその私有とに分化する。この共有資本の人格化あるいは法律的な表現である法人格の主体が「会社それ自体」といえる。

問題は、かかる所有の実質的变化のなかで私的所有の原理がいかに貫徹されるかであるが、すでに考察したように、それは、支配資本ないし支配株主による支配の集中のうちに貫徹されるのであった。この今日的意義は、会社による会社の所有といった結合資本形態の一層の展開のなかで、結合資本の意思を担うための機構が高度化・社会化し、大株主の支配の後退にかわって「専門経営者」がその機構に包摂されつつ支配資本ないし支配株主の意思を代表していることに見い出される。

第二点は、株式会社がすぐれて巨大企業の成立にかかわる企業形態であるということである。今日の資本主義においては、全企業のほんの一部にすぎない巨大株式会社が再生産において決定的に重要な位置を占めている一方で、おびただしい数の中小企業が存在し巨大企業の支配のもとに従属している。しかも、巨大企業と中小企業とは、所有や取引関係を含め、その他のあらゆる関係において支配・従属の関係にあるということである。たしかに株式会社の重要性を根拠に現代の企業制度を株式会社制度と表現し、株式会社に生じた変化をもって、現代社会の基本的変化とみることは、誤りではない。しかし、「所有と経営の分離」、「経営者支配」が問題となる企業は、社会的にみればほんのひとにぎりの企業であって、しかもそれらは圧倒的に多数の従属企業の存在の上に存立していることが見おとされてはならないのである。

以上において追加した二点を含め、我々が考察を試みた基本的問題点は、前記諸見解において考慮されることは少なかったといってよい。

まず、パーリ＝ミーンズにはじまる「所有と経営の分離」論においては、所有そのものについての基礎的な考察がおこなわれず、所有から「分離」された「経営」ないし「支配」にもっぱら関心がむけられてきたといえる。これに対する伝統的なマルクス経済学においても、誰が支配するかと



いう側面に関心の重点がおかれ、現代の巨大企業の所有と経営とのあり方やその関連の今日的な意義について問われることが少なかった。

これらに対し、バランスウィーザーは、「独占資本」を、現代の資本の「モデル」として設定したうえで、経営者の性格規定においても、経営者を資本の担い手として、正當に位置づけているといえる。にもかかわらず、バランスウィーザーにおいても、「独占資本」とその経営者とが、所有と経営との高次な内的な関連を包摂する社会的な資本のレベルにおいて正しく位置づけられているとはいえない。

次に、株式会社制度の普及・発展のなかで会社による会社の所有、さらには「法人資本主義」ないしは「機関所有」といった現象の出現について、経営面における「専門経営者」の台頭という現象的側面を根拠に、それを「経営者支配」とその強化として認識する見解がみられる。

しかし、所有と経営の表象レベルの変化にもとづくこのような議論が、どれほど本質的な問題を洞察しているか疑問である。「法人所有」ないし「機関所有」といった所有の形態変化は、生産の社会化・組織化を根拠とする私的企業の枠をこえた企業の結合関係に由来するのであり、経営者の台頭と管理組織による最高経営の執行も、かかる生産過程における社会化を根拠とする合理的・組織的な経営に対する要請にもとづくものである。したがって、かかる企業が資本主義企業であり、またその企業結合も、私的所有を基礎とする株式資本を媒介としている以上、「法人資本主義」ないし「機関所有」にかかわる経営者は、資本運動なかならず株式資本の運動に規定される人格とみなさなければならないのである。なるほど経営者がときに個人株主の利害に反する意志決定を優先させることもあるが、これとて全株主ないし「会社それ自体」という高次のレベルの決定を個人株主の利害に優先させたにすぎないのであって、全株主ないし「会社それ自体」というかぎりでの社会化の実現をしめしているにすぎず、決して資本主義企業の基盤である私的所有を止揚しているわけではないことはいうまでもない。

いずれにしても以上にみてきた株式会社の所有と経営にかかわる問題は、現代の資本主義ならびに現代社会の性格規定にもかかわる中心問題であるといっても過言ではない。それだけに以上の検討によっては論じつくされないことは言うまでもない。株式会社の所有と経営にかかわる諸問題に限定してさまざまな視角から今後検討を加えていきたい。

#### 注

- 1) Adolf A. Berle, Jr. and Gardiner C. Means, *The Modern Corporation and Private Property*, 1932. 北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』文雅堂書店, 1958年。
- 2) 「法律的手段による支配」ならびに「経営者支配」と他の形態の支配とは対立排除の関係にあるわけではない。むしろ、前二者の支配方式が、後者の所有にもとづく支配形態とくに小数支配において、その支配技術となることに重大な意義がある。この点を別としても、持株比率によって、所有支配と経営者支配とのどちらかに分類しようとする無理は、バーリ＝ミーンズ以後の研究においても繰り返され、そして分類基準となる最大株主の持株比率が何回か下方に修正されてきた。

- 3) Robert A. Gordon, *Business Leadership in the Large Corporation*, Washington, D. C. 1945. 平井泰太郎, 森昭夫訳『ビジネス・リーダーシップ』東洋経済新報社, 1954年。
- 4) Alfred D. Chandler, Jr., *The Visible hand: The Managerial Revolution in American Business*, Massachusetts, 1977. 鳥羽欽一郎, 小林袈裟治訳『経営者の時代』東洋経済新報社, 1979年。
- 5) Paul A. Baran and Paul M. Sweezy, *Monopoly Capital: An Essay on the American Economic and Social Order*, New York, 1966. 小原敬士訳『独占資本』岩波書店, 1967年。
- 6) Ibid., p. 34.
- 7) 上林貞次郎『現代企業における資本・経営・技術』森山書店, 1958年。同『経営経済学』, 中央経済社, 1961年。所有と経営の両面から「金融資本」を包括的に研究したものは以外に少ない。従来の金融資本研究は多分に一面的であった。本稿の研究対象である金融資本を「金融資本」としておくのは一つはこのためでもあるが、「金融資本」の内実である経営概念が以下の行論のなかで明らかにされることが金融資本規定にあたっての前提とされなければならないからでもある。なお「独占資本」と「金融資本」との関係が問題になるが, 本稿の行論とかかわる限りで少なくとも以下のことを述べておかなければならない。すなわち「独占資本」は「生産の集積・集中」を基礎に自由競争の排除によって成立する概念であるが, しかした「生産の集積・集中」が私的所有を前提として展開されるためには, 資本所有の量的制限を打開する信用制度の役割とりわけ大銀行の役割と株式会社制度に基づく資本の集中ないし企業結合の展開とによって補完されなければならないということである。こうして「独占資本」は「金融資本」を構成することとなるかあるいは金融的な方法により資本を集中する資本形態とならなければならないのである。
- 8) 三戸公「会社支配と株式の分散」『立教経済学研究』第16巻第3号, 1964年。
- 9) 同「現代企業支配論序説」『立教経済学研究』第35巻第2号, 1981年。
- 10) 同『アメリカ経営思想批判——現代大企業論研究——』未来社, 1966年。正木久司『株式会社支配論の展開——アメリカ編——』文眞堂, 1983年。
- 11) 松井和夫「アメリカの銀行と産業の『結合』関係について——1960年以降のアメリカの産業金融に関する一研究——」『証券研究』Vol. 48. ほか同誌ならびに『証券経済』所収の数多くの論稿。
- 12) Ralf Dahrendorf, *Sozial Klassen und Klassen Konflikt in der industriellen Gesellschaft*, Stuttgart, 1957. 富永健一訳『産業社会における階級および階級闘争』ダイヤモンド社, 1964年。
- 13) 安田三郎, 塩原勉, 富永健一, 吉田民人編『基礎社会学』第IV巻・社会構造, 東洋経済新報社(1981年)所収, 吉田民人「所有構造の理論」。
- 14) 北原勇『現代資本主義における所有と決定』岩波書店, 1984年。
- 15) 松井和夫「アメリカ巨大企業の支配構造と経済力の集中」(上), (下), 『証券経済』139, 140号(1982年)ほか。
- 16) Chandler, op. cit., チャンドラーによれば, 「近代企業」とは, 多数の事業単位から構成され階層的に組織された俸給経営者(salaried manager)によって管理されている企業である。なおチャンドラーの経営者概念は, いわゆる部門管理者をも含む広義なものであるが, 本稿においては, 「経営者」を, それが一般的に意味すると考えられる取締役および主要常勤役員の意味で使う。ただし取締役会は法的機関であり取締役も法的名称であるのに対し, 職位をあらわす主要常勤役員なる用語はこれをもちいる企業ともちいない企業がある。またそれをもちいる場合も一般にその実体が必ずしも一様ではないが, 少なくとも主要常勤役員とは会長ならびに社長, 上級副社長ないし全般経営副社長を意味し, これに部門担当副社長をも含むこともあるとあってよいであろう。
- 17) 宇野弘蔵『経済政策論』改訂版, 弘文堂, 1978年。
- 18) 産業独占の形成と構造については入江節次郎『帝国主義論への道』ミネルヴァ書房, 1976年。生川栄治編『現代の金融資本』有斐閣, 1976。
- 19) 呉天降『アメリカ金融資本成立史』有斐閣, 1971年。

- 20) 大塚久雄『株式会社発生史論』(大塚久雄著作集第1巻)岩波書店, 1969年。
- 21) 森杲「合名—合資—株式会社の論理——大塚久雄『株式会社発生史論』の場合——」『北海道大学経済学研究』第27巻第1号, 1977年。
- 22) 同「企業形態としての株式会社」『北海道大学経済学研究』第26巻第4号, 1977年。
- 23) 中村道義『株式会社論』亜紀書房, 1969年。戸原四郎『恐慌論』筑摩書房, 1972年。
- 24) Eliot Jones, *The Trust Problem in the United States*, New York, 1926. 中村道義, 前掲書。
- 25) Navin Thomas & Sears Marin, 'The Rise of a Market for Industrial Securities, 1887-1902', *The business history Review*, Vol. XXIX, 1955.
- 26) 戸原四郎, 前掲書。
- 27) 中村道義, 前掲書。
- 28) 岩田弘『世界資本主義』未来社, 1964年。
- 29) このような戦略は企業全体のあり方にかかわる戦略であるという意味で企業戦略 (corporate strategy) と称することができるが、世紀転換期において米国巨大企業の成立とその成功をもたらした垂直統合戦略は、大量生産と大量販売を結合したという意味で現代の企業戦略の原型であるということができるが、そのことにとどまらず、現代の生産と消費のあり方をも規定することになったという意味で重要な歴史的意義をもっているといわなければならない。
- 30) パーリを嚆矢とする「所有と経営の分離」論の文献はまさに汗牛充棟の感がある。本稿においては「所有と経営の分離」の最も基本的な規定にとどめ、それら文献の批判、検討は別稿にゆずりたい。ただ「所有と経営の分離」論の前提となる経済史的事実は、一般に考えられている1920, 30年代ではなくわれわれが検討してきた世紀転換期に生じていたということをおこななければならない。従来の「所有と経営の分離」論が本稿で検討したような経済史的事実認識を欠いているのはこの歴史認識の誤りのためであろう。もちろん1920, 30年代における所有の高度分散、「経営者支配」の事実が所有と経営にかかわる歴史認識上、重要な事実であることを否定するものではない。なお、以上のような経済史的事実認識の欠如とむすびついてパーリ以来の「経営者支配」論にあっては「所有と経営の分離」が第一義的には所有権能と支配権能の分離として解釈されており、このことが、資本主義企業を経済制度の一つとしてではなく単なる財産制度として把握する矮小な解釈に導いているといえる。以上の詳しい検討は別稿において論述したい。
- 31) このような企業はチャンドラーの類型によると「経営者企業」である。
- 32) 中村瑞穂『経営管理論序説』亜紀書房, 1974年。
- 33) 大河内暁男『経営構想力』東大出版会, 1979年。